

(特殊建築物の敷地と道路との関係)

第6条 都市計画区域内においては、法別表第1(い)欄(2)項から(5)項までに掲げる用途に供する建築物の敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの(第14条に規定する共同住宅等を除く。)は、道路に4メートル以上接しなければならない。ただし、市長が避難上支障がないと認める場合は、この限りでない。

【解説】

「道路に4メートル以上接しなければならない」とは、敷地と道路の関係を規定しているが、第4条とは異なり、有効幅は4メートル未満でよい。

しかしながら、ただし書に「市長が避難上支障がないと認める場合」とあることから、第4条同様、道路境界線上に沿って築造される塀等や樹木等を除いて有効に4メートル以上確保することが望ましい。